

# 本願寺順如裏書の方便法身尊像(三)

吉田一彦  
脊古真哉

(承前)

「本願寺順如裏書の方便法身尊像(一)」『名古屋市立女子短期大学研究紀要』第五六集 一九九六年

「本願寺順如裏書の方便法身尊像(二)」『名古屋市立女子短期大学研究紀要』第五七集 一九九七年

以下本稿では、(一)を前々稿、(二)を前稿と称することとする。

## (九) 新潟県新潟市西蔵寺蔵方便法身尊像

一九九八年七月三〇日調査・写真撮影

新潟市島見町の西蔵寺(単立・もと大谷派)には、写真Bに掲げた方便法身尊像が所蔵されており、裏書が貼付されている。写真Cである。この絵像および裏書については、すでに『新潟市文化財調査報告書』寺院Ⅱに写真が提示され、また金龍静氏も裏書の写真を掲げて見解を述べている。また、木村壽・上場顕雄両氏もこの裏書に言及している。筆者たちも、最近、同寺蔵の文化財に接する機会に恵まれ、い

くつかの知見を得ることができた。裏書の釈文を掲げると、次のようになっている。

<p>本願寺釋順如(花押)</p> <p>文明三年<small>庚子</small>十一月廿八日 河内國茨田郡中振郷出口村 □之番本遇寺常住</p> <p>方便法身尊像</p> <p>願主賢秀</p>
--

この裏書(四七・六×二七・九センチメートル)の第一行目は、料紙の向かって右よりの部分が剝落しているが、「本願寺和如(花押)」と判読でき、「本願寺釋順如(花押)」と記されていたと見做して問題なからう。署判の部分の拡大写真を御覧いただければわかるように、「順」の偏の「川」は第三画目を左下に長く引く筆跡となっていて、他の順如の署名と共通する。また花押の部分は、幸いに料紙が比較的良好に残っており、(三)浄性寺蔵のもの、(四)等覚坊蔵のもの、(六)万福寺蔵のもの、などと同一の花押であろうと判断し得る。これは順如の花押と見て問題がない。ところで、これまで紹介してきた順如の署判はみな「釋順如(花押)」となっていて、「本願寺」「大谷本願寺」の文言は

付されていない。ひとりこの西殿寺蔵のものの署判のみに「本願寺」の文言が付されている。これは注目すべきことと思われるが、その意味については後に触れることとしたい。

第二行目には「文明三年庚子十一月廿八日」とある。この下付年月日は、これまで紹介してきた順如裏書の中で最も早いものであって、現在知られる順如裏書の初見事例として貴重である。筆跡も、「文」「明」「年」「月」「日」など他の順如裏書とよく共通する。ところで、文明三(一四七二)年の干支は「辛卯」であって「庚子」ではない。

つまりこの裏書には誤った干支が記されているのである。これは通常なら問題となるところであるが、前々稿で述べたように、順如の裏書には干支の誤りがしばしば見られ、むしろそれが特色の一つとさえなっている。他には、(一)西琳寺蔵のもの、(二)光恩寺蔵のもの、(三)勝楽寺蔵のもの、(四)東本願寺蔵のもの、に干支の誤りが見られる。

上段の主題は「方便法身尊像」となっており、他の順如裏書と同様、「形」ではなく、「像」が用いられている。これは順如期に先行する蓮如下付の方便法身尊像裏書の主題のほとんどが「像」を用いているのを踏襲したものと考えられる。「方」「便」「法」「身」「尊」「像」とも、その筆跡は他の順如裏書とよく共通する。

充所を記す二行は、「河内國茨田郡中振郷出口村／＼之番本遇寺常住」と記されている。□の部分<sup>①</sup>は磨滅のために判読できなくなっているが、金龍氏はこれを「中」と推定している。茨田郡中振郷出口村の地名としては、このわずか後に出口坊が造立される「出口の村中の

番<sup>②</sup>」「(中之番)とも書く)が知られており、ここも□の下に「之番」とあるから、□は「中」であった可能性が高い。

この充所の末尾「常住」の下には、墨痕はなく、当初から文字は記されていないかと判断してよい。そうであるなら、充所は「本遇寺常住」で書き終えられていることとなるが、これはやや舌足らずな表現であるように感じられる。他の順如裏書を見ると、(七)西岸寺蔵のものは「住物也」、(八)真光寺蔵のものは「常物也」という文言で充所<sup>③</sup>が書き終えられている。言葉遣いとしては、「物也」の二文字を記す方がおさまりがよいが、順如としては、まだ裏書を書き始めたばかりで用語法がこなれていなかったのかもしれない。この二行の字配りを見ると、二行ともが主題の「方便法身尊像」の右下に配列されている。これは異例の字配りであって、主題の下に左右二行にバランスよく配列するのが通例である。他の順如裏書も多くはそうになっているが、ただ別稿で紹介した松橋家蔵のものはそうになっておらず、バランスを欠いた字配りとなっている。順如裏書は、初期のものは充所の字配りがバランスを欠いているが、後期のものはそうになってはいない。おそらくいずれかの時点で、裏書の各行を記す順序を変えたため、このような変化が生じたのであろう。

願主名の記載は「願主賢秀」となっており、他の順如裏書と同様、「願主」の下に一文字分程度の空白がなく、連続した記載となっている。この一行で注目すべきは、願主の名を「賢秀」とのみ記し、その上に「釋<sup>④</sup>」の一字を付していないことである。これは本願寺下付物の

裏書に記される願主名の記載法としては異例のように思われる。だが順如裏書を年代順にあらためて見ていくと、後期のものには「釋」が付されているが、初期のものはそうならないことに気づく。すなわち文明六年閏五月六日下付の松橋家蔵のものは、「願主」の下は判読不能だが、おそらく二文字で、しかも一文字目は「釋」ではないようである。また同年八月二十八日下付の(一)西琳寺蔵のものは、「願主善妙」となっていて、「釋」が付されていない。どうやら順如は、文明六年頃までは、願主の名に「釋」を付さない記載を行っていたようである。次の文明十年十一月三日下付の(四)安明寺蔵のものは、現状の裏書料紙の中には願主名の記載がなく、判断材料に用いることができない。これに対し、文明十二年の(五)等覚坊蔵のもの、同十三年の(二)光恩寺蔵のもの、(六)万福寺蔵のもの、同十五年の(三)東本願寺蔵のもの、下付年月日不明の(七)浄性寺蔵のもの、(八)真光寺蔵のもの、にはみな願主の名に「釋」が付されている。このように後期の裏書に「釋」が付されていることは確認できるが、ではいつからそうなるのかについては、中期の事例がないためにはっきりと年次を画することができない。今後調査事例を増加させて、検証していきたい。なお、文明三年十一月時点での本遇寺の住持が賢秀という名の人物であることが知られたのは大きな収穫と言えるであろう。

次に絵像の像様について触れておきたい。この絵像は、現状では料絹が一一四・五×四五・三センチメートルもある大型のものであるが、観察すると、四辺に絹を足して全体を大きく増幅した跡が見える。も

との絹は、七三・三×二六・八センチメートルが現在残っている。この大きさは通例のものよりやや小さ目であるが、阿弥陀如来像とのバランスを考えると、絹を足して増幅した際に、もとの絹を縦横とも一部切断したと判断できるから、推定される当初の形態は文明期の本願寺下付方便法身尊像として特に問題はなからう。阿弥陀如来の総高(蓮台下端から光輪上端まで)は六六・五センチメートルで、本願寺下付の方便法身尊像としては少し大き目である。だが文明初年までの本願寺下付方便法身尊像の総高は、後年のものより大き目で、六〇センチメートルを超えるものが、むしろ通例である(表3参照)。この絵像の総高は、文明三年のものとしてふさわしいと考えられる。

この絵像で最も検討しなくてはならないのが、光明の形式である。これには四十八条の光明が描かれているが、上方・下方の光明を見ると、真上・真下に突き抜けておらず、上方はV字型、下方はA字型に照射されている。しかしながら、子細に観察するとその光明と重なりあうように、その下側にもう一系統の光明が見える。写真では判りにくいが、この系統の光明は、真上・真下にまっすぐに突き抜ける形式となっている。この絵像は、元来は光明が真上・真下に突き抜ける形式であったものを、いずれかの時点で上からぬり直して、上方の光明がV字型(下方はA字型)に照射される形式へと改変されたものと考えられる。こうした光明の改変は、(六)万福寺蔵のもの、(三)東本願寺蔵のものにも見られる。これらがいつ、いかなる理由で光明を改変したかについては史料を欠く。ただ西厳寺蔵のものは、補絹にも真上・真

下に突き抜ける光明が見られるので、現状の光明となったのは補絹により増幅されたからのちのことである。なお、衣の袈裟田相部の截金には「繫ぎ文が見られ、これは当初のものと思ふしてよい。

以上、西殿寺蔵の方便法身尊像は、当初は光明が真上・真下に突き抜ける様式であったと考えられ、文明三年のものとしてまことにふさわしい。この絵像は裏書に対応するものであるとして問題なからう。当寺蔵の方便法身尊像は、文明三年順如下付の絵像および裏書が一体となって現存する遺品であって、たいへん貴重なものと言えるであらう。

次に、裏書から得られるいくつかの知見について述べておきたい。一つはその下付年月日である。これまで順如裏書の方便法身尊像としては、文明六年閏五月六日下付の松橋家蔵のものが初見事例であった。だが今回の西殿寺蔵のものは、それを三年近くも早める事例であって、順如がいつ本願寺住持となったかを考証する上で重要な歴史史料となるものであらう。前稿でも述べたが、裏書を書くことは本願寺留守職を継承した本願寺住持のみがなしうる営為であった。また、A『蓮如上人仰条々』一八七や、B『蓮如上人御一期記』四八には、順如は本願寺住持となり、亡くなるまでその職にあった、と明記されている。以上を論拠に、筆者たちは、順如は文明十五年五月二十九日に死去するまで本願寺住持の地位にあったと考えている。ただその期間については、Aが死去するまでの「十年ハカリ」と述べるのに対し、Bは応仁二(一四六八)年に継職してから死去するまでの「十余年ハカリ」

であったと述べ、彼此合致せず判然としない。しかしながら、順如の住持就任は、この裏書から考えて、文明三年十一月二十八日以前のことであったとしてよい。

ここで、蓮如裏書の方便法身尊号・方便法身尊像を年代順に見ていこう。蓮如は、継職後まもなく、籠文字・放光(光明四十八条)の絹本着色十字名号を、本尊として、「方便法身尊号」という名称で、近江国を中心に各地の道場へ下付していった。それは寛正六(一四六五)年の所謂「寛正の法難」まで基本的に続けられていった。その一方、方便法身尊号と並行して、光明四十八条の正面向きの絹本着色阿弥陀如来立像を、これまた本尊として、「方便法身尊像(形)」という名称で、いくつかの道場に下付していった。この期間の蓮如下付の方便法身尊像は、筆者たちの調査によれば、長禄三(一四五九)年七月二日の岐阜県不破郡垂井町専精寺蔵のもの、長禄四年□月十四日の新潟県新井市照光寺蔵のもの、寛正二(一四六一)年八月二十一日の岐阜県不破郡垂井町徳法寺蔵のもの、文明元(一四六九)年十月八日の長野県長野市西殿寺蔵のもの、文明二年十一月八日の岐阜県安八郡神戸町長久寺蔵のもの、が確実な事例として確認できる。しかしながら、この長久寺蔵のものを最後に、これ以降順如死去までの期間では、蓮如裏書の方便法身尊号、方便法身尊像の確実な事例を確認することができなくなる。前稿でも述べたが、これ以降、文明十五年五月二十九日までの期間で、従来蓮如下付であると報告されてきた方便法身尊像について調査したところ、未調査のもの二点、なお検討を要するもの二

点はあるが、その他はすべて順如裏書の方便法身尊像、もしくは報告の誤りであった。この期間の順如裏書の方便法身尊像は新出のものを含めて、計十三点にのぼる。

また、この期間に下付された蓮如裏書の方便法身尊号としては、これまで、文明三年月日不明の滋賀県長浜市徳満寺蔵のもの、文明九年四月五日の奈良県吉野郡吉野町本善寺蔵のもの（奉修復方便法身尊号）の二点が、各種裏書集などで報告されてきた。これについても調査したところ、前者は別稿で述べた通り、該当するものは存在せず、同寺に所蔵される裏書貼付の紙本墨書十字名号（八七・五×三三・九センチメートル）が誤認されたものと推察される。この名号は蓮如の筆跡としてよさそうであるが、光明は描かれず、上下に讀も付されていない。また裏書（五二・五×二三・〇センチメートル）は、磨滅により判読しがたいが、実如の筆跡である。おそらく何か別の法宝物の裏書がこれに貼付されたのであろう。一方、後者は、上下に讀を付す絹本著色十字名号（一〇六・三×三七・九センチメートル）で、裏書が貼付されている。裏書（四九・五×二〇・〇センチメートル）には、「奉修復方便法身尊號／陰士（花押）／文明九年西四月五日／大和國吉野郡／勸請部飯員」とあるが、筆跡・花押に不審な点が多く、蓮如裏書の筆跡とは見なしがたい。また、干支にも誤りが見られる。なお、この方便法身尊号は、一度火災に遭った跡があり、上下の讀も当初の部分と補修された部分とが混在している。当初の部分は蓮如の筆跡と見られるが、補修した部分は蓮如の筆跡ではなく、強いて言うなら実

如の筆跡に似ている。現在の裏書は正文とは見なしがたく、下付年月日等の記載内容を史料として採用することができない。筆者たちは、この二点を蓮如裏書方便法身尊号の事例と見なすことはできないと判断している。以上、この期間に下付された本尊で、確実に蓮如裏書と確認できるものはないのである。それ故、筆者たちは、この期間、本尊（すべて方便法身尊像）に裏書をしていたのは、順如であったと考えている。それは順如が史料に記される通り、本願寺住持であったからに他ならない。そう考えるなら順如の本願寺住持就任は、文明二年十一月八日以降、文明三年十一月二十八日以前ということになる。

ところで、この間のできごとに、蓮如の吉崎への出発がある。文明三年初夏のことである。筆者たちは、順如の住持就任と蓮如の吉崎への出発は密接に関連しているのではないかと考えている。蓮如の吉崎への出発は、これまでの学説では、北陸布教を目的とした積極的な教線の拡大という文脈で理解され、それ故それは「吉崎進出」などと表現されてきた。蓮如は、これ以降、前にも増して布教の最前線で大車輪の活躍をし、その結果、北陸地方に本願寺教団の勢力が急速に展開したとしばしば説明される。しかしながら本当にそう理解してよいのであろうか。

京都東山の大地から退却し、都にほど近い近江国での布教も断念を余儀なくされて、草深い北陸越前の吉崎の地に赴くことを、「進出」といった表現で理解・説明しようとするのは、筆者たちには適切だとは思えない。それは、むしろ教線の第一線からの撤退というべき

であろう。また北陸地方への布教と言っても、これ以降、この地方に数多くの新設の道場が造立され、本尊が下付されて、末寺・末道場が急増していったというわけではない。蓮如吉崎時代の年紀を持つ方便法身尊像は、北陸地方へ下付されたものは現在一例も確認されていない<sup>①</sup>。実のところ、北陸地方における真宗道場の広範な成立・展開は、もっと時代が下がり、実如期以降と見るべきなのである。とするならば、蓮如の吉崎への出発は「進出」と表現すべきものではなく、退去あるいは閑居とでも言う類のものと理解すべきものではなからうか。

しかも、ほぼ時を同じくして、順如が本願寺住持となったのである。これは蓮如にとつては隠居に他ならない。これまでの研究は、この事実には気づかず、あるいは形式的な隠居などとして過少にしか評価してこなかったようであるが、このことは本願寺教団の歴史や蓮如の個人史を理解する上で、看過できない重要事項であると思われる。

蓮如は、文明七年、加賀・越前両国が一揆で混迷を極める中、大津から下向した順如に付き添われて、河内国茨田郡出口村へと移居していった。この西蔵寺蔵方便法身尊像裏書に見える本遇寺が所在した村である。これ以降、本願寺教団は少しづつ勢力を伸長し、破却された本願寺の再建計画も少しづつ進展したようであるが、やがて文明十年頃から山科の地に本願寺が造立されることとなるが、その間の本願寺住持は順如であった。しかし山科の本願寺の堂舎がほぼ完成となった文明十五年、順如は長年の深酒が禍したのか、四十二歳で死去してしまつた。順如には男子がいなかった。本願寺住持には、再び蓮如が復帰すると

ころとなった。復職後の蓮如は蓄えたエネルギーを一気に放出するかのようになり、精力的な布教活動を展開し、末寺・末道場は急速に増加していった。それは所謂「寛正の法難」以前の南近江での盛んな布教を彷彿とさせる馬力と速度であった。その布教の中心は、しかし、やはり北陸地方ではない。表3を一覧すれば明らかのように、それは現在の滋賀県・岐阜県・愛知県を中心とする地方であつて、この地方こそ蓮如教団の基盤が築かれたとしないからなのである。

さて、下付年月日とあわせて、この裏書で注目されるのが順如の署判である。これまで紹介してきた順如裏書の署判はすべて「釋順如(花押)」となつてきた。これに対し、この裏書には「本願寺釋順如(花押)」と、「本願寺」の文言が付されている。この署名は様々なことを考えさせるが、まず指摘しておきたいのは、少なくともこの裏書の日付、文明三年十一月二十八日の時点で、順如は本願寺住持であつたということである。自ら「本願寺順如」と署名しているのだから、順如自身、本願寺住持であると認識していたことは疑いなく、それが本遇寺に下付されたのであるから、教団として順如が本願寺住持であることを承認していた、としてよからう。

ここで、蓮如継職以後、神戸町長久寺蔵方便法身尊像が下付された文明二年十一月八日までの、蓮如裏書の署判を年代順に見てみよう。所謂「寛正の法難」によつて大谷の本願寺が破却される寛正六年までの本尊(方便法身尊像・方便法身尊像)の裏書は、筆者たちが確認したものはすべて「大谷本願寺釋蓮如(花押)」という署判が用いられて

いると判断してよいものである<sup>19)</sup>。また、本尊以外の下付物の裏書にも同様にこの署判が用いられている。これに対し、「寛正の法難」以後は、比叡山から問題とされた方便法身尊像は下付されなくなり、方便法身尊像がわずかに下付されたが、その署判は変化をとげている。すなわち、文明元年十月八日下付の長野市西蔵寺蔵方便法身尊像の裏書では、第一行目は料紙の剝落により読みにくくなっているが、「釋」の文字は判読でき、その上に料紙はあっても墨痕はない。この裏書の署判は「釋蓮如(花押)」とあったと理解してよい。また同二年十一月八日下付の神戸町長久寺蔵方便法身尊像の裏書は同じく「釋蓮如(花押)」である<sup>20)</sup>。その他、本尊以外の下付物の裏書も、署判は「釋蓮如(花押)」である。とすると、「寛正の法難」を画期に、裏書の署判は、「大谷本願寺釋蓮如(花押)」から「釋蓮如(花押)」へと変化をとげたということになる。これは注目すべきことである。では、なぜこのように変化したのか。それは比叡山の衆徒による大谷本願寺破却によって、本願寺の建物が物理的に姿を消し、かつ組織体としての「本願寺」という団体も活動停止状態となったからであろう。蓮如の生命こそはゆるされたものの、「本願寺」自体が実質的に存在を失ったが故に、署名に「大谷本願寺」の文言を付すことができなくなったにちがいない。「釋蓮如」という署名は、本願寺住持としてではなく、一個人としての署名と理解すべきものであろう。ところが、順如は「本願寺」呼称を復活させて「本願寺釋順如(花押)」と署判をしたためた。これは本願寺住持としての、本願寺復興の宣言とも解釈できる。本願

寺の復興は、蓮如が前面に立ったのでは成しとげがたい。そこで順如が本願寺住持となり、蓮如は越前吉崎の地に去った。以後「本願寺」は順如を前面に立てることによって復興を目ざしていった。

しかしながら、「本願寺釋順如」の署名は、現在のところこの一例しか確認されていない。この署名がはたしていつまで続いたのかは、文明四・五年の裏書の現存例が発見されていないため不明であるが、文明六年以降の、現存の順如裏書の署名は、すべて「釋順如」となっていて、「本願寺」の文言は消えてしまっている。なぜなのか。これについては未詳と言わざるをえないのかもしれないが、あえて憶測するならば、「本願寺」文言の復活は、やや時期尚早に過ぎたのかもしれない。順如を住持にたてたとは言え、「本願寺」という組織体の復活が広く認められるに至ってはいなかったであろう。順如は以後、本願寺の復興に向けて、地道な努力を余儀なくされ、対外的に様々な交渉を継続し、経済力も充実させ、吉崎から呼び戻した蓮如とともに、ついに山科に本願寺を再建することに成功した。その間、順如はまた、仏光寺経豪を本願寺教団に参入させることにも成功し、仏光寺門末のかなりの部分を吸収した。これは本願寺の勢力拡大に大きな役割をはたした。しかしながら、山科本願寺がほぼ完成をみる文明十五年、順如は死去し、順如の署名に「本願寺」文言が再登場することはなかった。順如の死後は蓮如が本願寺住持に復職したが、前稿で指摘したように、蓮如は順如在世中と同様<sup>21)</sup>、復職後しばらくの間も、「釋蓮如(花押)」という署判を用いていた。だがやがて、文明十五年十一月二十六日以降<sup>22)</sup>、

同十六年六月二十〇日以前のいづれかの時点から、「本願寺釋蓮如(花押)」という署判が用いられるようになり、「本願寺」文言が復活するところとなった。あるいは、この時点をもって正式の復職と見なすべきなのかもしれない。この署判は、この後しばらく用いられたが、やがて文明十八年三月二十八日以降、同年九月十二日以前のいづれかの時点で署判は再度変化し、「大谷本願寺釋蓮如(花押)」となる。この署判は、延徳元(一四八九)年八月に、実如に留守職を譲るまで用いられた。なお、実如継職後は実如が基本的に裏書を書き、「大谷本願寺釋実如(花押)」という署判が用いられたが、まれに蓮如が裏書を記す場合もあった。どのような場合に蓮如が裏書を記したのかは明らかでなく、今後、事例を確認しつつ検討していかなくてはならない。ただこの時期の蓮如裏書には、「釋蓮如(花押)」と署判されているものが多い。実如継職以降の蓮如裏書については、今後なお検討していきたい。

以上の裏書の署判の変遷は、十五世紀後半の本願寺の動向を考察する上で基本的な情報を我々に与えてくれる。今、蓮如継職以後、実如継職までの間の蓮如裏書の署判の変遷を時系列にそってまとめておくと、

蓮如継職以後「大谷本願寺釋蓮如(花押)」↓「寛正の法難」以後  
 「釋蓮如(花押)」↓順如継職以後「釋蓮如(花押)」↓順如死去・  
 蓮如復職以後「釋蓮如(花押)」↓「本願寺釋蓮如(花押)」↓「大  
 谷本願寺釋蓮如(花押)」

となる。これは蓮如の置かれた立場を率直に反映した変化と理解することができる。「本願寺釋順如(花押)」という署判は、こうした署判の変遷を念頭において考察していかなければならない。

次に、裏書に見える「本遇寺」について触れておきたい。本遇寺は存如・蓮如期の本願寺の側近が住持した寺で、蓮如の死後にまとめられた伝記史料にも本遇寺の名が散見する。本遇寺がどこに所在したのかについては、これまで推測もなされてきたが、なお不明の部分が多かった。しかし、この裏書によって、文明三年十一月二十八日の時点で、本遇寺が河内国茨田郡中振郷出口村に所在していたことが確認できた。蓮如は、文明七年八月、順如に付き添われて吉崎を出発し、若狭・丹波・摂津を経て、「河内国茨田郡中振郷山本之内出口村」に至り、出口村中の番に坊舎を新造して居住することとなった。これが出口坊である。とすると、すでに金龍氏も指摘しているが、蓮如・順如父子は本遇寺を頼って出口村中之番に身を寄せたと理解しうる。その本遇寺の賢秀には、すでに四年弱以前に方便法身尊像が順如によって下付されていたのだから、順如にとっても、信頼できる末寺であったのだろう。この裏書は、このことを明らかにしたという点でも貴重と言えよう。

次に、この方便法身尊像の伝来について触れておこう。これは本遇寺に下付されたのであるから、当初は本遇寺に伝わったものと考えられる。それがいづれかの時点で寺外に流出した。その時点については史料を欠くが、本遇寺は明治初期に廃絶したというから、廃絶時に流

出したのかもしれない。西厳寺では、現任職の手島恵昭氏の祖父にあたる恵明氏の代に寺に入ったと伝えている。恵明氏は明治年間、本山（東本願寺）に勤務することがあり、様々な交友（光善寺とも交友が深かったという）の中で、この方便法身尊像に出会い、縁あって入手するところとなったという。恵明氏は西厳寺に戻った後、傷みの目立つ表装を改めた。現在、表装裏には、「明治三十三年七月／西厳寺常住物／願主恵明」という修理銘が記され、費用を寄進した門徒八名の交名が列記されている。新潟市島見町では、葬儀などの法要の際に門徒宅に、方便法身尊像が貸し出される習俗が現在も実施されており、その際方便法身尊像はオタカラサマあるいはムジウブツと呼称されている。本像も、交名に名をつらねる者の子孫の家の、葬儀などの法要の際に、近年まで貸し出されてきたという。

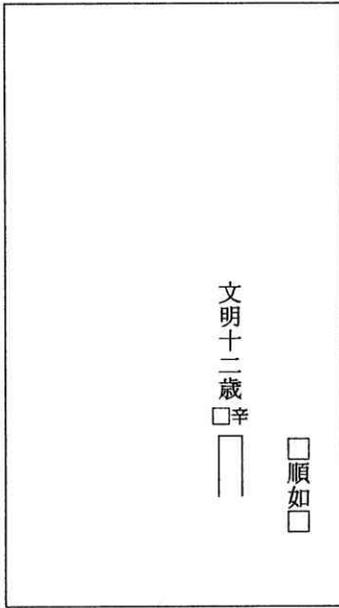
最後に、西厳寺に所蔵される他の文化財について簡単に触れておくこととした<sup>(9)</sup>。西厳寺には、注目すべきいくつかの法宝物が所蔵されている。蓮如期以前にさかのぼると見られる初期真宗系の絹本着色阿弥陀如来立像（八三・一×三六・一センチメートル）。同じく初期真宗系の遺品と見られる、天地に描き表装をほどこした絹本着色阿弥陀如来立像（一一九・二×四一・〇センチメートル）。阿弥陀如来立像の右下に親鸞座像の描かれる、絹本着色阿弥陀如来・親鸞像（九八・五×三八・二センチメートル、なお本像は金田吉郎右衛門寄進と伝えられる）。実如裏書方便法身尊像（六九・〇×三二・〇センチメートル<sup>(10)</sup>）などである。さらに西厳寺には、かつて蒲萄村の仏堂に懸けられてい

たという法宝物が四点伝蔵されており、これまた大変貴重である。蒲萄村は、現在の新潟県岩船郡朝日村蒲萄で、旧出羽街道の難所とされた蒲萄峠近くの山村である<sup>(11)</sup>。当地は、近世では塩木（薪）の伐出しが主な収入源であったが、十七世紀初頭には、村上藩によって金掘りが行なわれ、鉛を産出していた。金掘りは中世以来の伝統を引くらしい。西厳寺では、当寺の開基が蒲萄村の仏堂（薬師堂とも観音堂とも伝えられる。また八幡堂の法宝物が仏堂の法宝物に転じたとも伝える）の法宝物を請来したと伝えている。それらは、「婦命盡十方无尊光如来」の絹本双鈎填墨十字名号（九〇・〇×三〇・三センチメートル）、籠文字放光の絹本着色六字名号（一〇三・九×三六・二センチメートル、光明六十六条）、籠文字放光の絹本着色十字名号（八三・四×三四・一センチメートル、光明四十八条）、絹本着色方便法身尊像（七八・一×三五・二センチメートル）、の四幅である。このうち方便法身尊像は、裏書を失っているが、像様は順如後期から蓮如復職直後の、文明十五年頃までの本願寺下付方便法身尊像と判断してよいものである。写真Aがそれである。蒲萄村の遺品の内、他の三点が非本願寺系の、初期真宗系の法宝物であるのに、この一点が本願寺下付物であるというのは不自然で、何らかの伝来の事情を想定せねばなるまいが、小論のテーマと関わる貴重な遺品であるので、写真を掲げることとした。裏書が失われているのが惜しまれる。他の三点は新潟県岩船郡の所謂ワタリ・タイシ系の初期真宗の動向を考察する上で、一つの史料となりうるものであろう。

(十) 新潟県新潟市勝楽寺蔵方便法身尊像

一九九八年八月二四日調査・写真撮影

新潟市西堀通の大谷派勝楽寺には、写真Dに掲げた方便法身尊像が所蔵されており、裏書が貼付されている。写真Eである。この方便法身尊像および裏書は、すでに『真宗大谷派名古屋教区教化センター研究報告』第2集<sup>34</sup>に、表裏のモノクローム写真が掲載されているが、裏書の記載については全く触れられておらず、また、同書に掲載された資料の一部についてはどこかされている解説も、この資料には付されていない。筆者たちの判読した裏書の釈文を次に掲げる。



写真を御覧いただければわかるように、この裏書(五一・三×二五・〇センチメートル)はおもての絵像と比べて保存状態が好ましくなく、一見すると、まったく文字を読み取ることができないと思わせる状況となっている。しかしながら、注意深く観察すると、わずかに文字を読み取ることができ、

写真Eで、白く写っている部分は現在の表装、茶色く写っているのは一つ前の表装であり、それより暗く黒っぽく写っているのが当初の表装である裏書の料紙である。裏書の向かって右下のあたりには比較的よく料紙が残っているが、上半分および左側三分の一ほどには、料紙の残っている部分はあまりない。比較的よく料紙の残っている右下の部分には、きわめて見づらいが、微かに「□順如□」という文字を読み取ることができる(部分拡大写真参照)。すなわち、小さな断裂を挟んでその上と下に、「釋」であろう文字の上部と下部の墨痕が残っており、それに続いて「順如」の文字が見える。花押は上部三分の一程度の墨痕が残っているが、下部は料紙が失われているようである。「釋」と見られる部分の上方にも料紙が残っているが、墨痕はなく、文字は記されていない。つまり署名には、「本願寺」「大谷本願寺」の文言は付されていないと判断してよからう。「順」「如」は、文明十年の(四)安明寺蔵のもの、文明十二年の(五)等覚坊蔵のもの、文明十三年の(六)万福寺蔵のもの、文明十五年の(七)東本願寺蔵のもの、および文明十三年の可能性が高いと判断した(三)浄性寺蔵のものに近似する書体となっている。すなわち、「順」の偏の「川」の第三画を左下に長く伸ば

すこと、「順」のつくりの「頁」をきわめて簡略に一筆で書くこと、「如」を横長に、かつ「順」の位置からすればやや右に寄せるように書くこと、などが前述の順如裏書に共通して見られるが、この裏書も、これら文明十年以降の順如裏書の署名と共通する筆跡となっている。花押に関しては、残念ながら他の事例と比較できるほどには、墨痕が残っていないと言わざるをえない。

次に、裏書全体の中央より向かってやや右側下方に、下付年月日が記されているのを見て取れる(部分拡大写真参照)。まず上部の白く写っている小さな断裂を抜んで、「文明」という文字が見て取れる。(C)でも述べるように、順如裏書の「文明」は、蓮如裏書の「文明」とよく似た書風であるが、順如裏書の「文」は、蓮如裏書と比してやや横長に書かれる傾向がある。「明」の偏は、順如裏書・蓮如裏書ともに「𠄎」と書かれているが、つくりの「月」は、順如裏書の方が蓮如裏書よりもやや幅広く書かれている。「文明」に続いて、「十二」および「歳」の上部半分が見える。前稿でも述べたように、順如裏書の年紀の表記は、(四)安明寺蔵の文明十年十一月三日のものまでは「年」が用いられ、(五)等覚坊蔵の文明十二年月日判読不能のものからは「歳」が用いられている。この勝楽寺蔵のものも、文明十二年の下付であった、(五)等覚坊蔵のものとならんで、「年」から「歳」への移り変わりを示す事例となろう。なお、「歳」の下半分以下の部分には、断裂があつて、料紙が残っておらず、残念ながら月日の記載を読み取ることではできない。「歳」の下の白く写っている部分の向かって右の方に、干支の

干の「辛」が読み取れる。左側の支の位置するであろう個所にも何かしら墨痕があるが、文字を特定することはできない。この「辛」の書体は一風変わっており、「辛」と書かれている。他にも、(三)浄性寺蔵のもの、(六)万福寺蔵のもの二点に「辛」が見えるが、それらもこれとまったく同じ書体となっている。なお、蓮如裏書の「辛」の書体も、順如裏書のものに似ており、通行の字体と比べて一画多く、「辛」という書体になっている<sup>35)</sup>。さて、文明十二年の干支は「庚子」であるので、この裏書にも誤った干支が記されているということになる。これまでも指摘してきたが、順如裏書には、干支の誤りがままた見られ、今回紹介する三例もすべて干支が誤って記載されている。順如裏書一三例の内、年紀と干支の部分が判読できるものは九例あるが、そのうち実に五例の干支に錯誤が見られるということになる。

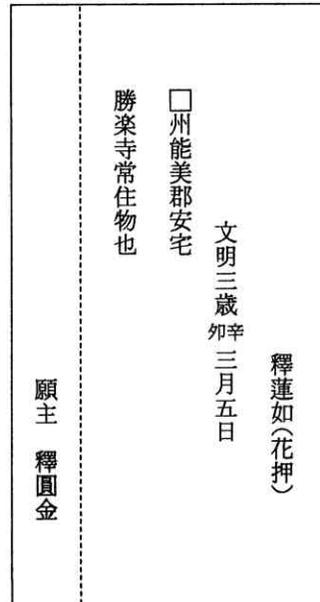
署判と下付年以外の部分は、料紙の残りが良くないため、ほとんど文字を見出すことができない。上部の主題の「方便法身尊像」と書かれていたであろう個所には、数文字分の墨痕があるが、文字を特定することはできない。通例ならば充所および願主名の書かれていたであろうあたりは、ほとんど料紙が残っておらず、まったく文字を検出することができない。

次に絵像の像様について触れておこう。まず光明は、四十八条の光明の内、二条が真上・真下にまっすぐに突き抜ける形式となっており、あわせて、光明が頭部の一点から照射されるのではなく、仏身全体から照射される所謂身光の形式となっていることが指摘できる。これは

これまでに述べてきたように、この時期の本願寺下付方便法身尊像の通規の形式である。全体の造型は、仏身にあまり凹凸が見られず、平面的な印象を受けるものとなっている。これは、(一)光恩寺蔵のもの、(二)等覚坊蔵のもの、(三)真光寺蔵のもの、別稿で紹介した梅本一族蔵のもの、などと共通し、各部位の実測値も近似したものとなっている。なかでも、この勝楽寺蔵のものとならんで比較的保存状態の良好な、文明十三年二月下付の光恩寺蔵のものとは、見た目の印象、数値とも極めて近いものがある。なお、衣の袷袢田相部の截金は、正繋ぎ文となっている。前稿付(一)で紹介した、文明十五年六月六日蓮如下付の光雲寺蔵のものも含めて、ここに列挙したものが、順如後期から順如死去直後までの時期の、本願寺下付方便法身尊像の標準的なタイプと判断することができる。

以上、勝楽寺蔵方便法身尊像および裏書は、文明十二年順如下付のものが表裏一体となって今日に伝わる、貴重な遺品と言えるであろう。この他にも、勝楽寺には、貴重な史料であり文化財である法宝物が数多く所蔵されている。順如裏書の方便法身尊像の紹介に因んで注目しておきたいのが、文明三年三月五日蓮如下付の蓮如影像(八七・二×三八・一センチメートル)である。ここでは、裏書の写真(写真F)と、影像の向かって右端上方より三分の一あたりの位置に墨書されている銘の拡大写真(写真G)とを掲げておく。なお影像全体の写真は、前掲の『真宗大谷派名古屋教区教化センター研究報告』第2集の二頁に掲載されているので参照されたい。裏書(四二・三×二六・

〇センチメートル)は、現在、別幅に表装されている。その釈文を次に掲げる。



この裏書は主題を欠いているが、この様式は、文明初年までの蓮如影像の裏書に見られるものである。署判は「釋蓮如(花押)」となっており、「本願寺」「大谷本願寺」の文言を伴っていない。これは(九)で述べたように、所謂「寛正の法難」以降、順如死去後の文明十五年までの蓮如裏書に見られる署判の形式である。またおもての影像には、蓮如の筆跡で、「本願寺前任釋蓮如」と銘が記されている。この影像と裏書は、本来的に一体のものと判断して差し支えあるまいから、文明三年三月の時点で、蓮如は自らを「本願寺前任」と位置づけていたこととなる。このことは、方便法身尊像を下付していた時期の順如の立場を考察する上で重要な手がかりとなるであろう。順如死去以前に、蓮

如によって下付された蓮如影像の銘および裏書の主題の文言は、他の下付物を含めた裏書の署判の形式とともに、順如と蓮如の立場を考察する上での重要な史料となる。今後とも同様な事例の調査を進めていきたい。

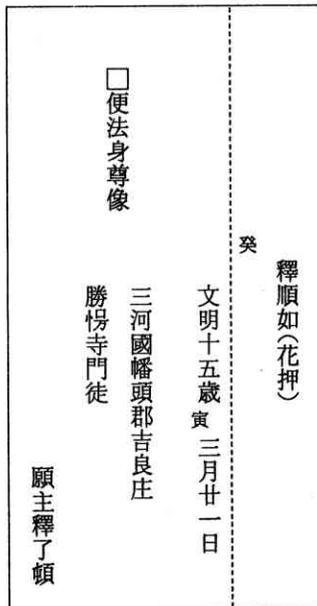
裏書に記載された充所は、勝楽寺の故地である加賀国能美郡安宅の地名が記されている。当寺が現在地へ移転したのは、近世になってからのことと伝えられるが、その時期ははっきりとはしない。現在地の新潟市西堀通は寺院の建ち並ぶ寺町となっているが、この寺町の形成は江戸時代初期のことという。勝楽寺も寺町の形成とともに現在地に寺基を構えたのであろう。なお、加賀以前の勝楽寺のルーツは、三河の和田門徒に源流を持つようである。

他に、当寺には、初期真宗系の遺品と考えられる「帰命盡十方無礙光如来」の絹本双鉤墳墨十字名号（一〇八・七×三三・八センチメートル）、蓮如筆と判断できる真書体の紙本墨書九字名号（九七・〇×三六・七センチメートル）、同じく蓮如筆と判断できる双幅の紙本墨書正信偈文（九六・一×三七・四センチメートル、九六・一×三七・一センチメートル）、などが所蔵されている。

(二) 京都市下京区東本願寺蔵方便法身尊像

一九九六年一月二七日調査

真宗大谷派本山東本願寺には、次に釈文を掲げた裏書を貼付する方便法身尊像が所蔵されている。



この方便法身尊像は、かつて蓮如裏書のものとして紹介されていた。しかしながら、裏書文言の内容などから、順如裏書の可能性があることを前稿註18で指摘しておいたが、前稿「補記三」に記したように、一九九六年十一月に大谷大学で開催された「蓮如上人展」に、順如裏書のものとして出展され、筆者たちも実見して、順如裏書であることを確認した。その後、一九九七年五月から九月にかけて、福井県立美術

館・高岡市立博物館・岐阜市歴史博物館で開催された「蓮如上人展」でも公開され、一九九七年十一月に、大谷大学で開催された「特別展『蓮如上人』」でも、再度出展された。最初の大谷大学での展覧会の図録には、表裏のモノクローム写真が掲載され、福井・高岡・岐阜での展覧会の図録には、表裏のカラー写真と裏書積文が掲載された。再度の大谷大学での展覧会の図録にも、表裏のカラー写真と裏書積文が掲載された。写真については、これらの図録を参照されたい。

一九九六年の大谷大学での展覧会では、展示方法に工夫が凝らされ、おもての絵像と、裏に貼付された裏書の双方が同時に実見できる状態となっていた。この折、同大学の木場明志氏・草野顕之氏のご高配を得て、この方便法身尊像ならびに裏書を実見調査することができた。

さて、この裏書(五三・〇×三〇・七センチメートル)を一見すると、第一行目の署判の部分を通例より上部に位置していることに気づく。そこでさらに、この裏書を観察すると、料紙に縦横に切れ目のあることが見てとれる。縦の切れ目は、積文にも示しておいたように、第二行目の「文明十五歳」の行のすぐ右側に見られる。「歳」の下の干支は、「癸寅」のうち、「寅」は「歳」の左下の通例の位置にあるが、「癸」は、「歳」や「寅」の位置を基準とすると、切れ目を挟んで、一三・五センチメートルほど上方に位置している。この「癸」と第一行目の署判は、現状でも一紙であるから、縦の切れ目より右側を、一三・五センチメートルほど下方へ移動させれば、署判・「癸」ともに自然な位置となる。この縦の切れ目は、横の切れ目とともに、意図的に

切断されたものではないようで、長い時間を経る間に、おもての表装・絵の料絹などの影響で、裏書の料紙が破断してしまったものである。これと同じような状態の裏書は往々に見られる。この事例の場合には、修補等の際の貼りあわせが適切になされなかったため、現在見られるような状態となったのであろう。

次に、裏書の記載内容を逐次検討してみよう。第一行目の署判の部分は、花押の下部が磨滅と剝落によって若干見づらくなっているが、「釋順如(花押)」と判読して問題なく、順如裏書であることは疑いない。署名・花押とも、この部分の判読できる他の順如裏書と比較して、極めてよく似たものとなっている。花押は、文明十二年の(四)等覚坊蔵のもの、文明十三年の(六)万福寺蔵のものなどと酷似しており、文明十五年段階のものとしてまことに相応しいと言えよう。これまでに紹介してきた順如裏書では、文明三年の(内)西殿寺蔵のもの一点を除いては、署名に「本願寺」「大谷本願寺」の文言が見られないが、この東本願寺蔵のものも、他の順如裏書と同様に、「釋順如」とのみ署名されている。

第二行目の下付年月日の部分には、「文明十五歳癸寅三月廿一日」と記されている。「文」「明」「十」「月」「三」「日」などは、他の順如裏書の筆跡と酷似する。このうち「文」と「明」は、同時期の蓮如裏書ともよく似ており、特に、「明」の偏を「𠂔」と書くのは蓮如裏書・順如裏書に共通するのだが、ただ順如裏書では、「文」が蓮如裏書の文字に比べてより横長の形態となること、「明」のつくりの「月」が蓮如裏

書に比べ、やや横幅が広く書かれる傾向があること、などの特色が見られる。この特色は、単独の「月」の場合にも見て取れ、同時期の蓮如裏書と順如裏書とを判別する一つの基準となろう。また「廿」は、前稿でも指摘したように、(一)西琳寺藏のもの、(六)万福寺藏のものと同様に、「廿」という書体が用いられている。さらに年紀の表記には「歳」が用いられている。この部分の判読できる順如裏書のうち、文明十年の(四)安明寺藏のものまでが、「年」となっており、文明十二年の(五)等覚坊藏のもの以降が「歳」となっていると前稿で指摘したが、今回紹介する三例も、文明三年の(九)西殿寺藏のものが「年」となっており、文明十二年の(十)勝楽寺藏のものと、この東本願寺藏のものが「歳」となっている。干支は左右に幅を広めにとって書かれている。例によって、干支には誤りが見られる。文明十五年の実際の干支は「癸卯」であるが、この裏書には「癸寅」と記されている。これまでに確認できた順如裏書一三例の内、年紀と干支の双方が判読できるものは九例あるが、実に五例に干支の誤りが見られる。こうなると、この干支の錯誤は順如裏書の特色とするほかないであろう。

この文明十五年三月廿一日という下付年月日は、これまで確認されている順如裏書の中で、もっとも新しいもので、同年五月二十九日の順如死去の二か月強前のものとなる。この裏書は、(七)西岸寺藏裏書の同年三月七日に続く事例となり、順如が死去するまで本願寺住持であったとする『蓮如上人仰々々』一八七や、『蓮如上人御一期記』四八の記述を裏付ける史料となるであろう。

上段の主題の「□便法身尊像」は、一文字目が現状では擦れてしまっているが、方便法身尊像と書かれていたと考えて何ら問題はない。「像」となっていることも、この部分の判読できる順如裏書と共通している。また書体・書風も他の順如裏書の筆跡とよく共通する。主題の下の左右には、主題とやや間隔をおいて、「文明十五歳癸寅三月廿一日」とほぼ同じ高さから、充所が二行に記されている。この二行は、必ずしも近接して配列されているとは言えず、これまで紹介してきた事例と比較して、蓮如裏書に近いような字配りとなっている。この二行の字配りは、書き出しの高さとともに、字配りに安定性が見られるようになる文明十年以降の順如裏書としては、やや異例のものともすることができよう。充所の記載は「三河國幡頭郡吉良庄／勝揚寺門徒」となっている。「河」「國」「郡」「門」「徒」などは、他の順如裏書とよく共通する筆跡となっている。また「庄」の書体は、前稿でも指摘したように、この文字の見られる、(二)光恩寺藏のもの、(四)等覚坊藏のもの、(七)西岸寺藏のものと同様、「庄」という独特の書体が使われている。充所の固有名詞の用字法について若干触れておこう。「三河國」は、(一)光恩寺藏のもの、(六)万福寺藏のものでは、いずれも「参河國」と表記されており、この東本願寺藏のものとは異なっている。蓮如裏書には、「参河國」「参川國」「参州」の例はあるが、「三河國」となっているものは現在のところ知られていない。「幡頭郡」については、順如裏書には比較する例がない。蓮如裏書の場合は通例の用字で「幡豆郡」と記されている。この裏書の「頭」は、誤字とも言うべきもので

あろうが、普通であるので問題ではなからう。「勝怱寺」は、(一)光恩寺蔵のものでは、この東本願寺蔵のものと同様か、もしくは「怱」とでも判読すべき文字が記されている。蓮如裏書の場合は、すべての事例を裏見しているわけではないが、多くは「勝万寺」と書かれるが、「勝怱寺」に近い書体のものも見られる。

充所の記載形式は、「三河國幡頭郡吉良庄」と、最初に道場所在地を書き、次に「勝怱寺門徒」と手次関係を示して終わるものとなっている。寺院・道場の所在地を最初に記し、次に手次関係を示す「○○門徒」を記して終える充所の記載形式は、これまで指摘してきた通り、順如裏書の特色である。(二)光恩寺蔵のもの、(三)浄性寺蔵のもの、(四)安明寺蔵のもの、別稿で紹介した松橋家蔵のもの、梅本一族蔵のもの、そしてこの東本願寺蔵のもの、の六点到この特色が見られる。これは蓮如裏書・実如裏書には見られない、順如裏書独特の充所の記載形式である。最終行の願主の記載は、「願主釋了頓」となっており、文明十二年以降の他の順如裏書に見られるように、願主名に「釋」が付されている。また、他の順如裏書と同様、「願主」と「釋了頓」との間には、一文字分程度の空白はなく、連続して書かれている。

次に絵像の像様について触れておきたい。この絵像を一見すると、如何にも新しい近世以降のものであるとの印象を受ける。本願寺下付の方便法身尊像の像様の変遷については、別稿や前稿付(一)で述べ、順如期以前および順如期のもの、蓮如復職以降のものには、光明の描かれ方に明瞭な差異が見られることを指摘しておいた。すなわち、

表3の1から21までの事例では、後世の改変などのあるものを除けば、まっすぐ上下に突き抜ける光明が描かれているが、これらより後のものでは、上下に突き抜ける光明は描かれなくなり、上方はV字型(下方は^字型)に照射される光明へと変化する。この絵像は、現状では、光明がV字型の形式となっているから、光明の形式という点から見れば、新しい時代のもので判断されることとなる。一九九六年の大谷大学での展覧会の図録の解説では、裏書と絵像の像様とのギャップについて、「表の尊像は近世のもので、下付された当初の像は失われ、後世の像に裏書のみが貼付されて伝来した」との見解を示している。一方、福井・高岡・岐阜での展覧会の図録の解説(草野願之氏執筆)では、それとは異なり、「画像それ自体は江戸時代に大幅な修補が加えられているが、当初の光背の影が確認されることから、原初のもので判断できる」としている。従うべき見解であろう。筆者たちもこの絵像を裏見した際に、現状の光明と重なりあうように、その下側に、上方にまっすぐに突き抜ける一条を見ることができた。この絵像は、文明十五年のものとしてふさわしい、上下に突き抜ける光明の描かれたものであったのであろう。それが現状となったのは、像様から見て、近世以降のことと判断されよう。また仏身の大きさなどにさほど大きな変更が加えられていないならば、各部位の実測値(表2参照)は、(三)浄性寺蔵のものに近い値となっている。順如裏書の方便法身尊像の像様は、「奉修復」の裏書の付されている(一)西琳寺蔵のものを除けば、(二)光恩寺蔵のもの、(四)等覚坊蔵のもの、(五)真光寺蔵のもの、(六)勝樂寺

蔵のもの、別稿で紹介した梅本一族蔵のものなどが、各部位の実測値が近似しており、見た目の印象も共通するものがある。これらの事例が、順如後期の本願寺下付方便法身尊像の標準的なタイプであったろうと考えられるが、その一方、(三)浄性寺蔵のものや、この東本願寺蔵のもの、(六)万福寺蔵のものなどのように、少し小さなサイズの方便法身尊像も下付されていたことが窺える。順如期以前の、長祿三年から文明三年にかけて、蓮如が下付した方便法身尊像の確実な事例は、(四)で述べたように五例が確認できるが、この内、おもての絵像について検討を要する岐阜県不破郡垂井町徳法寺蔵のもの<sup>(四)</sup>を除いては、描かれる阿弥陀如来の総高(蓮台下端から光輪上端まで)が六〇センチメートルを超える事例ばかりである。今後さらに調査点数を増やして検討を加えていきたいが、これまでに得ているデータからは、順如期になって、本願寺下付方便法身尊像の大きさに多様性が見られるようになると言える。

この東本願寺蔵方便法身尊像が、東本願寺に所蔵されるようになって従来の経緯・時期については、伝えがなく、不明とのことである。当初の下付先、原所蔵者は言うまでもなく、裏書充所に記された「三河國幡頭郡吉良庄」に所在した道場ということになる。この吉良庄は、現在の愛知県幡豆郡吉良町から西尾市にかけての一带とされているが、荘園としての吉良庄の範囲と、戦国期の地名として用いられている「吉良庄」とを同一視することはできない。いずれにしても、「吉良庄」の記載だけでは、広汎な領域を含むものとなり、現在の特定の寺

院に比定することはできない。なお、近世に勝鬘寺が門末の法宝物を調査して、所蔵する法宝物および裏書を書き上げた『末寺触下絵讃之控』<sup>(五)</sup>には、該当するものが記されていない。『末寺触下絵讃之控』には、必ずしも当時存在した法宝物(現存する事例もある)を完全に網羅しているわけではないので、これのみからいちがいに判断はできないが、かなり早い時期に、この方便法身尊像が三河から流出している可能性もあろう。この当初の下付先・所蔵者の問題については、後考を待ちたい。

以上、東本願寺現蔵の方便法身尊像および裏書は、本来的に一体のものとして判断してよく、文明十五年三月廿一日という下付年月日は、これまで確認されている順如裏書の中でもっとも新しいものとなる。この裏書は、順如が死去するまで本願寺住持であったとの所伝を確認する貴重な史料と言えよう。

#### [註]

- (1) 関連する論考に、吉田一彦・春古真哉「湖北の浄土真宗関係史料(一)」『寺院史研究』五一(一九九六年)がある。以下、本稿では、この論文を別稿と称することとする。
- (2) 『新潟市文化財調査報告書』寺院Ⅲ(新潟市教育委員会 一九八八年)。
- (3) 金龍静「蓮如上人の風景」(本願寺出版社 一九九八年) 九八頁。
- (4) 木村壽・上場顯雄「撰河泉における真宗教団の展開」(浄土真宗教学研究所・本願寺史料研究所編『講座蓮如』第六巻 平凡社 一九九八年)。



如名号の研究』(法蔵館 一九九八年)でも取り上げられていない。

(16) 一九九七年一月二二日調査。

(17) ただし、蓮如期以前から本願寺流に関係していた寺院・道場への本尊以外の下付物は見られる。蓮如の北陸での活動については、再考すべき点が少ない、今後の研究課題であろう。

(18) 美濃・尾張両国での蓮如期の浄土真宗の展開については、小島恵昭「美濃・尾張地域の中世真宗史」(浄土真宗教学研究所・本願寺史料研究所編『講座蓮如』第六巻 平凡社 一九九八年)。

(19) これまでに刊行されている裏書集など裏書の報告の中には、第一行目の署判の部分が剝落・磨滅・切断等によって判読できなくなっているものでも、類推して「大谷本願寺釈蓮如(花押)」と釈文が作成されている場合が少なからずあり、注意を要する。正文を確認する必要がある。なお、方便法身尊号の裏書については、同朋大学佛教文化研究所編『蓮如名号の研究』(法蔵館 一九九八年)がすべての裏書の写真を掲載して、充実した史料集となっている。本稿でも、筆者たちが実見していないものについては、同書に拠った。

(20) 長野市西厳寺蔵のもの、神戸町長久寺蔵のものとの間に位置する事例として、文明二年二月十二日の日付を持つ龍谷大学蔵のものが知られている。写真に拠ると、裏書文言は「奉修復方便法身尊形／大谷本願寺釋蓮如(花押)／文明二歳寅二月十二日／和州吉野郡下淵圓慶門徒／同郡十津河野長瀬鍛冶屋／道場本尊也／願主 釋淨妙」となっており、ここで問題として、署判は「大谷本願寺釋蓮如(花押)」と「寛正の法難」以前に使用されていたものが記されている。しかしながら、この裏書については、いくつかの疑問点があり、現時点では、蓮如裏書の確実な事例とは判断して

ない。今後の実見調査・検討を期している。

(21) 順如が本願寺住持であった期間の日付を持つ蓮如裏書で、「大谷本願寺釋蓮如(花押)」の署判のあるものとしては、大阪府八尾市慈願寺と大阪府天王寺区浄照坊とにそれぞれ所蔵される、二幅の法円影像が知られている。慈願寺蔵のもの裏書文言は「法圓真影／大谷本願寺釋蓮如(花押)／文明拾叁年丑十二月七日／河内國久寶寺／慈願寺常住／願主釋法光」となっており、浄照坊蔵のもの裏書文言は「久寶寺法圓真影／大谷本願寺釋蓮如(花押)／文明十三年丑十二月七日／願主釋法光」となっている。この二幅は、一九九六年十月に大阪市立博物館で開催された「大阪の町と本願寺」展に出展され、その折に実見したが、双方の裏書とも、蓮如の筆跡とは判断することができない。また、仮にこれらが蓮如の筆跡であるとしても、裏書に記された文明十三年十二月七日の日付は、他の同様の例から見ても、法円の忌日と考えるべきものであり、この日に裏書が書かれたというわけではなからう。いずれにせよ、順如在任中の蓮如裏書の確実な事例とは判断できないものである。

(22) 岐阜県各務原市大泉寺蔵方便法身尊像の裏書文言は次のようになっている。「奉修復方便法身尊形／釋□□／文明十五年癸十一月廿六日／尾州羽栗郡飛保東道場下／美濃國鏡郡菰原東嶋／願主 釋法觀」(一九九六年四月一六日調査)。

(23) 愛知県岡崎市勝蓮寺蔵蓮如影像の裏書文言は次のようになっている。「大谷本願寺弟七世蓮如真影／本願寺釋蓮如(花押)／文明拾六歳辰六月廿□／參河國勝万寺門徒／同國矢作勝蓮寺／願主 釋善慶」。充所末尾の寺号記載にやや疑問は残るが、基本的にこの日付の蓮如裏書と判断してよからう(一九九六年一〇月二日調査)。

(24) 岐阜県高山市秋声寺蔵方便法身尊像の裏書文言は次のようになってい  
る。「方便法身尊形／本願寺釋蓮如(花押)／文明十八年<sup>午丙</sup>三月廿八日／飛  
騨國白河善俊門徒／同國大野郡河上庄萩野／願主釋慶空」(一九九六年一  
月二日調査)。

(25) 筆者たちは未調査ながら、同朋大学佛教文化研究所のご好意で写真に接  
することができた岐阜県河野六坊組合蔵方便法身尊像の裏書文言は次の  
ようになっている。「方便法身尊形／大谷本願寺釋蓮如(花押)／文明拾八  
年<sup>丙</sup>九月十二日／尾州美栗郡上津間庄／本庄郷河野惣道場／願主釋善  
性」。

(26) 『第八祖御物語空善聞書』一一、一六六など(註(6)前掲書所収)。

(27) 日野照正『撰津国真宗展開史』同朋舎 一九八六年。

(28) 『拾塵記』(註(6)前掲書所収)。

(29) 金龍氏註(3)前掲書同頁。

(30) 金龍氏註(3)前掲書同頁。

(31) 註(2)前掲書に、写真が掲載され、法量等が記載されている。

(32) 裏書文言は「方便法身尊像／□本願寺釋□□□□／□□□□八月廿  
五日／□□□□寺門徒越中國／□□□□神庄西郷大門村／願主釋正善」  
となっている。干支の支の「丑」と裏書全体の筆跡、おもての像様などか  
ら、永正十四(一五一七)年のものと推定される。

(33) 新潟県岩船郡の初期真宗の特色については、井上鋭夫『一向一揆の研  
究』(吉川弘文館 一九六八年)、同『山の民・川の民』(平凡社選書 一九  
八一年)。

(34) 『真宗大谷派名古屋教区教化センター研究報告』第2集(真宗大谷派名古屋  
教区教化センター 一九九八年) 一五頁。

(35) 写真Fに掲げた文明三年辛卯の勝楽寺蔵蓮如影像裏書を含めて、実見お  
よび写真に接した蓮如裏書の「辛」はすべて「幸」という書体になってい  
る。

(36) 蓮如による蓮如単独の影像の下付には、時期的な片寄りが見られ、「寛正  
の法難」以降、順如死去までの期間と、延徳元(一四八九)年の実如継職  
後の期間に事例が集中している。文明十五年五月の順如死去以降、実如継  
職までの、蓮如が再度本願寺住持であった期間の蓮如影像は、註(23)に  
裏書文言を提示した愛知県岡崎市勝蓮寺蔵の事例のみが現在確認されて  
いる。

(37) 勝楽寺の加賀から現在地への移転については、田子了祐「越後路の近世  
信仰」(宮栄二編『雪国の宗教風土』名著刊行会 一九八六年) 参照。な  
お、青木馨氏のご教示によると、勝楽寺には、「円善」が描かれる高僧連座  
像が所蔵されているとのことである。また、勝楽寺の住職家の名字は「安  
藤」であり、これは三河の有力真宗寺院の住職家にまみ見られる名字であ  
る。

(38) 北西弘「裏書集」(同『一向一揆の研究』春秋社 一九八一年) など。

(39) 『蓮如上人』展』(大谷大学 一九九六年)。

(40) 本願寺史料研究所監修・共同通信社編『蓮如上人展』(共同通信社 一九  
九七年)。

(41) 『蓮如上人』(大谷大学図書館 一九九七年)。

(42) (一)および(四)で述べたように、光恩寺蔵のもの裏書の充所の部分は後人  
の異筆と見るべきものであるが、順如裏書の正文を手本にこの部分を書い  
たため、「庄」がここで指摘した書体となったものと考えられる。

(43) 愛知県岡崎市勝蓮寺蔵の親鸞影像の裏書文言は次のようになっている。

「大谷本願寺親鸞聖人御影／本願寺釋蓮如(花押)／延徳三歳<sup>辛亥</sup>四月一日／  
参川國勝慢寺門徒／同郡碧海郡碧海庄矢作／願主釋善明」。この「勝慢  
寺」の「慢」は、つくりの下部の「又」が「力」と書かれており、「慢」に  
近い書体となっている(一九九六年一〇月二日調査)。この裏書には、他  
にも「同國」と書くべきところが「同郡」となっていたりと、蓮如裏書と  
しては異例な点がある。また、この延徳三(一四九一)年の裏書には、寺  
号が記載されていないが、註(23)に裏書文言を提示した文明十六(一四  
八五)年の同寺蔵の蓮如影像裏書には、すでに「勝蓮寺」と寺号が記載さ  
れている。この二点の裏書については、なお検討を要する。

(44) 蓮如裏書で、願如裏書と同様に「〇〇門徒」で終わる事例としては、福  
井県福井市秘鍵寺蔵の方便法身尊像裏書が知られている。これは、一九九  
六年十月に大阪市立博物館で開催された「大阪の町と本願寺」展に出展さ  
れ、同展の図録(大阪市立博物館編『大阪の町と本願寺』毎日新聞社大阪  
本社 一九九六年)五四頁に写真が掲載された。裏書文言は、「方便法身  
尊形／釋蓮如(花押)／延徳四季<sup>壬子</sup>六月廿二日／撰州上郡富田郷／光撰寺門  
徒／願主釋慶性」となっている。展覧会の折に実見したところ、「尊」の書  
体など、いくつかの疑問点があり、この裏書を蓮如裏書の確実な事例とは  
判断していない。

(45) 実如期の方便法身尊像の様式論については、光明の形式だけでなく、各  
部分のフォルムや截金文様の構成などを踏まえた綿密な論考として、佐々  
木進「実如裏書の方便法身尊像」(『近江の真宗文化―湖南・湖東を中心  
に―』栗東歴史民俗博物館 一九九七年)がある。

(46) 註(39) 前掲書七五頁。

(47) 註(40) 前掲書七四頁。なお、註(41) 前掲書の解説でも、この見解を

踏襲している。

(48) 註(11)に、現在では別幅となっている裏書の文言を掲げた徳法寺蔵方  
便法身尊像の像様は、現状では光明が四十六条となっており、本願寺下付  
物としては異例のものである。真上に突き抜ける光明の痕跡らしきものも  
見てとることができるが、仏身全体の造型や仏身の截金はこの時期のもの  
と言うよりも、もう少し時代の降るもののようにも見受けられる。この繪  
像と裏書が対応するものか否かについては、なお、検討の余地があろう。  
(49) 織田顕信・小島恵昭・青木馨・田代俊孝「共同研究―三河勝鬘寺資料の  
研究」(『同朋学園佛教文化研究所紀要』四 一九八二年)に全容が紹介さ  
れている。

#### 〔付記〕

西蔵寺住職手島恵昭氏、勝楽寺住職安藤勝壽氏をはじめとする各寺院の方々  
には、史料調査に際して、たいへんお世話になった。ご多用中にも関わらず、  
懇切な対応をいただいた。あつく御礼申し上げる次第である。また、同朋  
大学佛教文化研究所には、史料確認・文献検索等で、ご高配を賜った。あわせ  
て御礼申し上げます次第である。

筆者たちの真宗寺院調査は、小島恵昭氏との共同調査・研究として行なっ  
ている。本稿は、小島氏との共同調査・研究の成果の一部である。

本願寺順如裏書の方便法身尊像(三)  
表2(増補) 順如裏書の方便法身尊像

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
不 明	不 明	不 明	文明 15 (二四八三) 年3月21日	文明 15 (二四八三) 年3月7日	文明 13 (二四八一) 年6月25日	文明 13 (二四八一) 年2月□日	文明 12 (二四八〇) 年□月□日	文明 12 (二四八〇) 年□月□日	文明 10 (二四七八) 年11月3日	文明 6 (二四七四) 年8月28日	文明 6 (二四七四) 年⑤月6日	文明 3 (二四七一) 年11月28日	下付年月日
真光寺	梅本一族	浄性寺	東本願寺	西岸寺	万福寺	光恩寺	勝楽寺	等覚坊	安明寺	西琳寺	松橋家	西敵寺	所蔵者
滋賀県守山市矢島町	滋賀県東浅井郡浅井町	岐阜県岐阜市茜部本郷	京都市下京区	福井県坂井郡坂井町	愛知県知立市上重原町	愛知県豊田市竹元町	新潟県新潟市西堀通	岐阜県大垣市新町	滋賀県長浜市加田今町	滋賀県栗太郡栗東町	滋賀県東浅井郡湖北町	新潟県新潟市島見町	所在地
85 ・ 4 × 36 ・ 2	91 ・ 1 × 36 ・ 9	74 ・ 2 × 35 ・ 4	84 ・ 0 × 33 ・ 6		82 ・ 5 × 36 ・ 0	93 ・ 0 × 38 ・ 0	92 ・ 1 × 39 ・ 2	86 ・ 5 × 35 ・ 9	86 ・ 4 × 35 ・ 6	87 ・ 5 × 33 ・ 3	73 ・ 3 × 34 ・ 3	73 ・ 3 × 26 ・ 8	料 絹
59 ・ 5	62 ・ 5	47 ・ 5	47 ・ 8		54 ・ 5	61 ・ 5	60 ・ 8	58 ・ 7	53 ・ 6	74 ・ 1	61 ・ 5	66 ・ 5	総高
45 ・ 6	47 ・ 5	35 ・ 4	34 ・ 5		40 ・ 8	46 ・ 4	46 ・ 4	44 ・ 0	39 ・ 1	56 ・ 5	45 ・ 7	50 ・ 0	仏身
13 ・ 9	14 ・ 9	11 ・ 8	12 ・ 1		13 ・ 4	14 ・ 6	14 ・ 7	13 ・ 9	12 ・ 8	16 ・ 8	14 ・ 2	16 ・ 4	肩幅
49 ・ 2 × 11 ・ 9	48 ・ 0 × 27 ・ 2	42 ・ 4 × 23 ・ 9	53 ・ 0 × 30 ・ 7	47 ・ 3 × 21 ・ 1	52 ・ 5 × 23 ・ 8	49 ・ 2 × 31 ・ 1	51 ・ 3 × 25 ・ 0	49 ・ 0 × 26 ・ 4	49 ・ 1 × 27 ・ 5	47 ・ 4 × 24 ・ 5	43 ・ 3 × 26 ・ 5	47 ・ 6 × 27 ・ 9	裏 書
下付年月日・署判切断	下付年月日・署判読不能	下付年月日・署判読不能	署判読不能・繪像は後代のもの 繪像は全面的に補修		署判読不能			繪像は要検討		修復裏書	料絹を切り詰めた後、増幅	料絹を切り詰めた後、増幅	備考

表3(増補) 蓮如継職後、蓮如死去までの本願寺下付方便法身尊像についての調査データ

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
文明16(四八四年)9月22日	文明16(四八四年)9月22日	文明16(四八四年)6月20日	文明15(四八三年)11月26日	文明15(四八三年)6月6日	文明15(四八三年)5月以前	文明15(四八三年)5月以前	文明15(四八三年)3月21日	文明15(四八三年)3月7日	文明13(四八二年)10月18日	文明13(四八二年)6月25日	文明13(四八二年)2月□日	文明12(四八〇年)□月□日	文明12(四八〇年)□月□日	文明10(四七八年)11月28日	文明10(四七八年)11月3日	文明6(四七四年)8月28日	文明6(四七四年)6月6日	文明3(四七〇年)11月28日	文明3(四七〇年)11月8日	文明2(四七〇年)11月8日	寛正2(四六二年)8月21日	長祿4(四六〇年)□月14日	長祿3(四五九年)7月2日		
蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	順如	順如	順如	順如	蓮如?	順如	順如	順如	順如	蓮如?	順如	順如	順如	順如	順如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	蓮如	
浄徳寺	金勝寺	正覚寺	大泉寺	光雲寺	真光寺	梅本一族	浄性寺	東本願寺	西岸寺	西宗寺	万福寺	光恩寺	勝楽寺	等覚坊	善立寺	安明寺	西琳寺	西琳寺	西琳寺	長久寺	西敵寺	徳法寺	照光寺	専精寺	
岐阜県平田町	愛知県刈谷市	愛知県岡崎市	岐阜県各務原市	岐阜県白鳥町	滋賀県守山市	滋賀県浅井町	岐阜県岐阜市	京都市下京区	福井県坂井町	京都市山科区	愛知県知立市	愛知県豊田市	新潟県新潟市	岐阜県大垣市	滋賀県長浜市	滋賀県守山市	滋賀県栗東町	滋賀県湖北町	新潟県新潟市	岐阜県神戸町	長野県長野市	岐阜県垂井町	新潟県新井市	岐阜県垂井町	
77・8×32・9	80・2×34・9	82・6×35・9	91・1×36・8	96・3×39・8	85・4×36・2	91・1×36・9	74・2×35・4	84・0×33・6	116・2×48・6	82・5×36・0	93・0×38・0	92・1×39・2	86・5×35・9	87・7×38・0	86・4×35・6	87・5×33・3	73・3×34・3	73・3×26・8	86・4×35・2	90・8×36・9	73・4×30・8	90・0×36・6	90・8×35・4	90・8×35・4	
57・5	52・3	53・0	70・3	61・5	59・5	62・5	47・5	47・8	84・9	54・5	61・5	60・8	58・7	57・5	53・6	74・1	61・5	66・5	63・2	64・8	53・8	61・8	65・0	65・0	
43・5	38・9	39・1	57・8	46・6	45・6	47・5	35・4	34・5	64・1	40・8	46・4	46・4	44・0	43・6	39・1	56・5	45・7	50・0	46・3	48・5	39・9	46・5	48・4	48・4	
14・7	13・1	13・2	18・2	15・2	13・9	14・9	11・8	12・1	18・7	13・4	14・6	14・7	13・9	13・4	12・8	16・8	14・2	16・4	15・1	15・3	13・0	15・8	15・4	15・4	
46・4×21・5	47・8×23・0	45・9×17・4	49・5×21・5	43・1×19・1	49・2×11・9	48・0×27・2	42・4×23・9	53・0×30・7	47・3×21・1	63・7×22・8	52・5×23・8	49・2×31・1	51・3×25・0	49・0×26・4	50・0×20・4	49・1×35・1	47・4×24・5	43・3×26・5	47・6×27・9	51・0×22・8	48・5×22・9	39・2×20・2	48・0×21・5	46・0×22・0	
貼	別	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	貼	別	別	貼	貼	貼	貼	別	貼	貼	貼	別	貼	別	貼	別	
(料紙無)	本願寺釋蓮如(花押)	(料紙無)	釋	釋蓮如(花押)	(料紙無)	釋蓮如(花押)	釋順如(花押)	釋順如(花押)	釋順如(花押)	釋順如(花押)	釋順如(花押)	釋順如(花押)	釋順如(花押)	釋順如(花押)	釋順如(花押)	釋順如(花押)	釋順如(花押)	釋順如(花押)	本願寺釋順如(花押)	釋蓮如(花押)	釋	大谷本願寺釋蓮如(花押)	釋	大谷本願寺釋蓮如	
真書大部分判読不能		修復裏書																							



註 26 専勝寺蔵のものは、前稿「本願寺順如真書の方便法身尊像(二)」の表3では、文明17年のものとして取り扱ったが、その後の再検討で文明16年蓮如下付のものと同判断するに至った。ここで訂正させていただく。

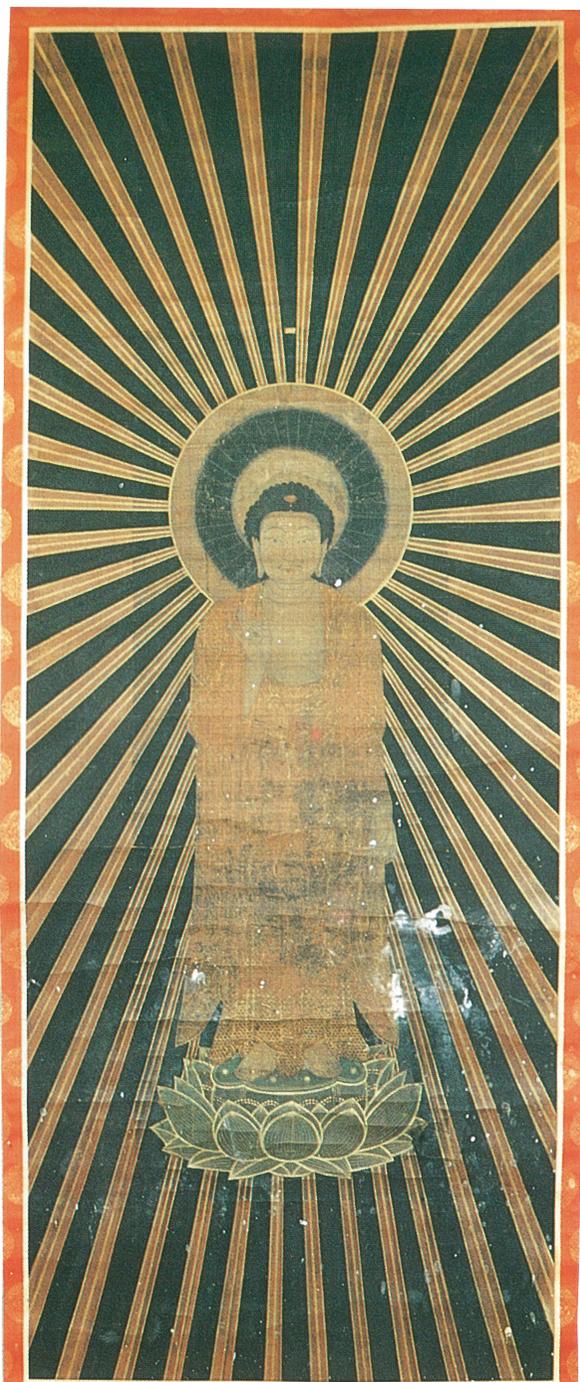
下付年月日	下付者	所蔵者	所在地	料	総高	仏身	肩幅	裏書	署判	備考
65 下付年月日判読不能	蓮如	個人	岐阜県明宝村	52・0×21・2	37・8	27・2	9・4	36・9×24・7	□	
64 下付年月日判読不能	蓮如	永林寺	福井県今立町	92・5×36・0	67・3	51・5	15・8	50・1×19・4	□	移入品 修復裏書・裏書は 文明15年頃までの ものか。 裏書に多数の雜目
63 明応7(一四九八年)□月3日	蓮如	称名寺	滋賀県浅井町	122・9×50・0	88・9	68・5	20・0	67・3×26・3	□	移入品
62 明応7(一四九八年)4月13日	実如	惠林寺	岐阜県清見村	95・1×39・2	52・3	37・6	13・4	51・8×31・0	貼	
61 明応7(一四九八年)3月□日	実如	来入寺	滋賀県木之本町	92・5×38・6	57・0	42・0	14・1	53・9×20・9	貼	
60 明応6(一四九七年)12月4日	実如	円光寺	愛知県安城市	95・7×38・4	63・4	46・7	15・3	55・2×31・2	貼	裏書一部欠損。
59 明応6(一四九七年)6月10日	実如	光輪寺	愛知県立田村	82・3×31・6	56・8	42・0	14・7	47・6×29・6	貼	
58 明応6(一四九七年)4月15日	実如	願誓寺	岐阜県岐阜市	89・0×35・2	57・4	42・0	14・0	50・6×23・2	貼	移入品
57 明応5(一四九六年)11月3日	実如	長誓寺	愛知県一宮市	65・4×30・3	45・9	34・0	11・6	40・0×23・2	別	
56 明応5(一四九六年)7月15日	実如	浄誓寺	岐阜県養老町	74・3×33・5	53・2	39・4	13・0	50・3×21・4	貼	石畑浄誓寺
55 明応5(一四九六年)6月18日	実如	願慶寺	滋賀県マキノ町	92・0×39・8	58・8	43・2	14・5	57・2×29・5	貼	
54 明応4(一四九五年)□月□日	実如	浄円寺	岐阜県平田町	82・2×36・1	57・8	43・6	14・4	50・8×30・7	貼	(料紙無)
53 明応4(一四九五年)11月28日	実如	弘誓寺	岐阜県清見村	85・2×37・5	53・0	39・4	13・8	52・0×30・5	貼	
52 明応4(一四九五年)6月14日	実如	光蓮寺	愛知県弥富町	93・1×38・8	64・4	47・8	15・2	54・7×27・1	貼	

本願寺順如裏書の方便法身尊像 (三)

二六



A 方便法身尊像 新潟市 西厳寺  
78.1×35.2cm

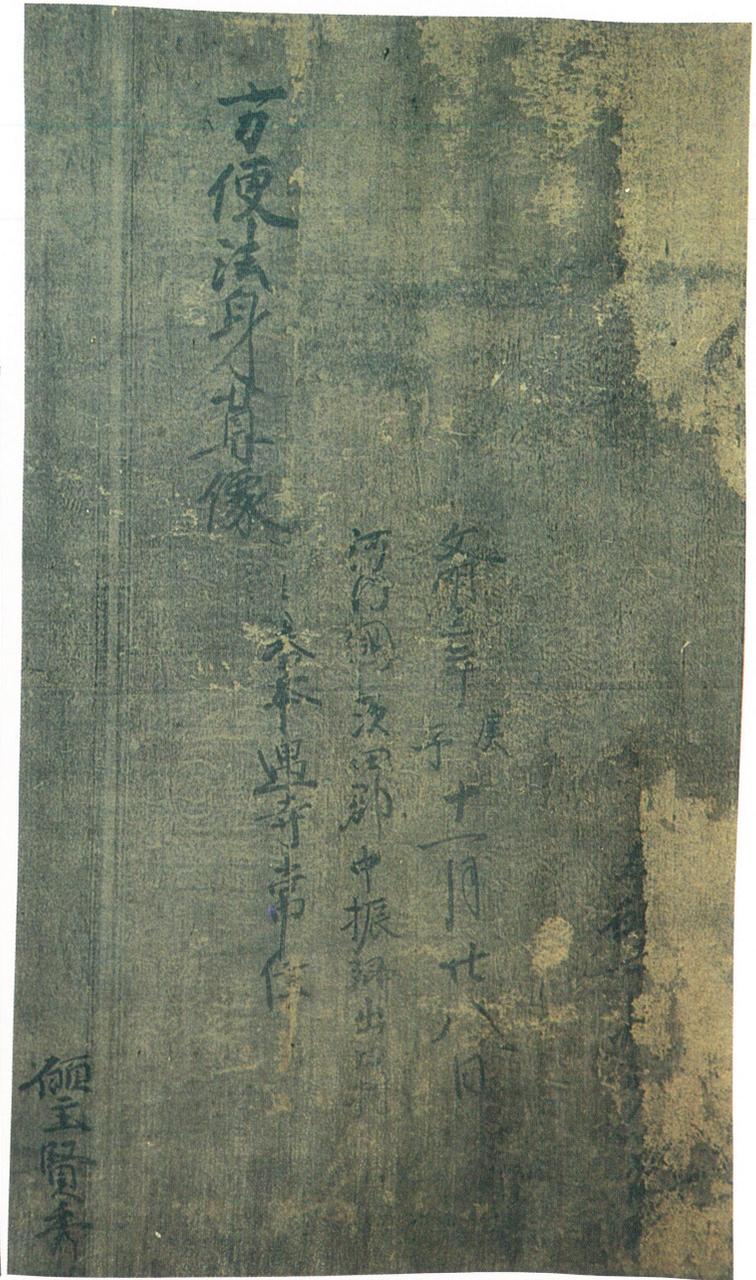


B 方便法身尊像 新潟市 西巖寺  
114.5×45.3cm (もとの絹は73.3×26.8cm)



二九

同右部分（署判）



C 方便法身尊像裏書 新湊市 西殿寺  
47.6×27.9cm



D 方便法身尊像 新潟市 勝楽寺  
91.2×39.2cm



同右部分 (年月日)



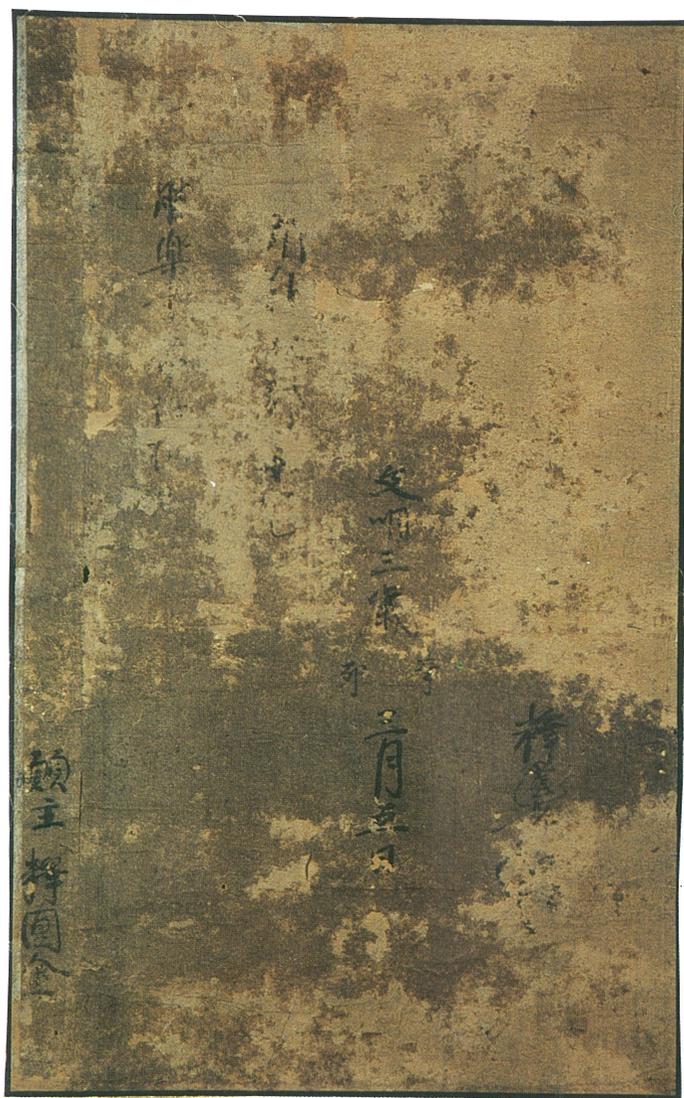
同右部分 (署判)



E 方便法身尊像裏書 新潟市 勝楽寺  
51.3×25.0cm



蓮如影像部分(銘)  
新潟市 勝楽寺



F 蓮如影像裏書 新潟市 勝楽寺  
42.3×26.0cm